

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 吉村正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
河原九〇一番一地先まで	本庄市児玉町小平字町谷一三二五 番一地先から同市児玉町小平字下	区 間
八・八九 一・二・八七	八・三三二 八・八九	敷地の幅員 (メートル)
	六五六・〇〇	延 長 (メートル)
	自転車歩行者道整備事業	備 考